

2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理等に係る事務については、後述の意見のとおり一部に留意改善を要する事項が見受けられたため改善努力を求めたものがあったが、議会の議決の趣旨に沿って総じて適正に処理されているものと認められた。

※予算の執行等に係る事務については全体として適正に処理されているが、一部に留意改善を求める事項があるため、「総じて適正」としている。

審査意見

ア 財政健全化の推進について

歳入については、火力発電用燃料の輸入増などに伴う地方消費税、企業業績の回復に伴う法人二税や税制改正に伴う個人県民税などの県税が増加したものの、地方交付税が減少するなど、依然として歳入の確保は困難となっている。

一方、歳出については、職員数の削減や給与カット、公共投資の縮減・重点化をはじめ、数々の歳出削減策に努めてはいるものの、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が増嵩し、経済・雇用対策を始めとするさまざまな行政需要にも応えていく必要があり、加えて多額の将来負担額を抱える保有土地に対する計画的な解消にも取り組まなければならない。さらに、東日本大震災からの復興対策や、東京電力福島第一原発事故の風評被害の払拭に引き続き取り組んでいく必要がある。歳入・歳出の状況に鑑みれば、本県財政は、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれる。

このような財政状況の中で、東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強い県土づくりや、全ての県民が安全、安心、快適に暮らせる「生活大県」づくりを着実に実施していくためには、「第6次茨城県行財政改革大綱」の基本方針に沿って、引き続き徹底した事務事業の見直しによる歳出の削減やあらゆる歳入確保対策に総力を挙げて取り組む必要がある。それに加えて、国と地方の税財源の配分の見直しや、地方交付税の充実・総額の確保を図るため、国に対して、地方税財政制度の改革に関し粘り強い要請に努めるなどして、持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

なお、一般会計における平成24年度末県債現在高は2兆531億36百万円と初めて2兆円を超える、前年度に比べて533億74百万円増加している。このうち、公共投資に充てるための県債の新規発行額については、平成11年度以降公共事業の縮減・重点化に努め発行を大きく抑制してきたことから、その残高については平成18年度をピークに減少に転じその取り組みの成果をあげてきてはいるが、三位一体改革に始まる國の方針により地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの特例的県債の発行額が、平成21年度以降1,000億円を超える状況となっており、全体の残高は年々増加している。これらの特例的県債はその元利償還金のほとんどが地方交付税の基準財政需要額に算入することとされているものの、県の債務であることに相違はないことから、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、プライマリーバランスの黒字化など財政の健全化を図り、県債の新規発行の抑制に努められたい。

万円増加し38億12百万円となっている。このため、継続した経営指導に加えて、再建が困難な滞納者に対しては、担保物件の処分や法的整理など個々の対策に加え、引き続き国等との連携した取り組みを強化することにより収入未済額の縮減を図るほか、貸付先の経営動向の把握や適切な助言・指導を行い新規発生の防止に努められたい。

一般会計の不納欠損額は16億65百万円となっており、その過半は県税の14億89百万円である。

また、特別会計の不納欠損額として、22百万円が計上された。特別会計において不納欠損が計上されたのは4年ぶりのこととなるが、これは、回収が期待できない債権について、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（平成24年12月総務部行財政改革・地方分権推進室策定）を新たに定め対応した結果などによるものであり、平成23年度包括外部監査指摘及び平成23年度茨城県歳入歳出決算審査意見書に合致した対応である。

平成24年度末の未収私債権額は、一般会計と特別会計を合わせ57億37百万円にも上ることから、今後とも、同基準の周知と適正な運用に努めるとともに、徴収の手法についても、全序的に統一した取扱方針等に基づき適切に対応されたい。

なお、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 財産の管理・処分について

県有財産のうち分譲を目的とした土地は、工業用地等として665ha、住宅・業務用地等としてつくばエクスプレス沿線で195ha、阿見吉原土地区画整理事業で28haなど、大量の未処分用地を保有している。

本県では、最先端の科学技術やものづくり産業の集積に加え、平成27年度に首都圏中央連絡自動車道の全線開通が見込まれるなど、陸・海・空の広域交通ネットワーク整備が着々と進展し、企業立地にとって好環境が醸成されつつある。

したがって、企業誘致活動においては、従来の原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金や茨城産業再生特区による税の特例措置に加え、創設された津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金などの立地促進策の活用や、本県の立地優位性の積極的なPRを行うとともに、企業の設備投資情報のいち早い収集と企業ニーズに合わせた機動的な対応に努められたい。また、工業用地等以外の土地については、「土地販売推進本部」における土地販売の専門知識やノウハウな

イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて18億29百万円減少し、144億6百万円となった。そのうち主なものは、県税の124億61百万円である。

県税の収入未済額にあって、個人県民税については賦課徴収を行う市町村の徴税力強化支援、県賦課徴収分については、主に自動車税において納期内納付の促進や文書催告の強化に加え、財産調査や滞納整理に取り組んだ結果、収入未済額は前年度に比べて15億54百万円減少した。

徴収率については依然として全国低位にあるものの、上述の取り組みにより前年度に比べ0.6ポイント上昇し95.9%となった。

個人県民税の収入未済額については、前年度に比べ7億36百万円減少し91億46百万円となり、前述の取り組みが一定の成果を挙げているものの、県税全体の収入未済額の73.4%とその過半を占めることから、市町村の徴税力強化を一層図る必要がある。よって、今後も市町村の実情を踏まえ、税務課、市町村課及び県税事務所、さらには茨城租税債権管理機構とも連携して、必要な助言、協力などを行い、徴収率向上と収入未済額の縮減に努められたい。

また、県賦課徴収分の収入未済額の65.6%を占める自動車税については、課税件数が多いことから自主納付を促進する必要があり、引き続きコンビニ納税や電子納税の利用促進に加え、文書催告を強化するとともに、車検切れ自動車に係る滞納対策など、滞納者の実態に応じた効果的、効率的な滞納整理に一層取り組み、収入未済額の縮減に努められたい。

なお、税負担の公平と歳入確保の観点から、他の税目の滞納者に対しても財産調査を徹底し、差押えやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の強化に努め、収入未済額の縮減に努められたい。

県税以外の収入のうち県営住宅使用料の収入未済額は、滞納者への納入指導強化、高額滞納者への法的措置及び退去した滞納者への債権回収会社を活用した納入指導などを粘り強く実施したことにより、前年度に比べて3百万円減少し、3億83百万円となり、滞納者数も減少した。引き続き、収入未済額の縮減に向けて適正かつ徹底した管理を行い、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べて2億24百万円増加し、44億29百万円となっている。主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金償還金等であり、経営指導面では、滞納者に対する継続した巡回指導や中小企業診断士等の専門家派遣による経営再建支援などのきめ細やかな指導を実施し、また、納付面においても、分割納入指導を行っているものの、前年度と比べて2億55百

どを最大限に活用し早期の土地処分に努められたい。

なお、県や公社等が保有している土地に係る県の将来負担見込額を計画的に解消するため取り組んでいる保有土地対策については、巨額の県費が投入されていることを充分に認識し、これ以上の県民負担が発生しないよう着実な実行に努められたい。

その他の土地については、旧畜産試験場敷地など未利用地53haのほか、職員住宅の用途廃止に伴い新たに未利用地となることが見込まれる用地があるが、これら未利用地については、平成24年度の行政監査（「県有財産（土地）の有効活用」）の結果も踏まえながら、土地の有効活用や売却処分を推進し、適切な財産管理に努められたい。

エ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、県民のニーズに真に適合しているか、県民福祉の増進に寄与しているか、効率的な経営が行われているかなど団体の在り方や運営について十分な検討を行うとともに、公益法人制度改革等を踏まえ、団体に対する県関与の必要性の検証に努められたい。

なお、県土地開発公社及び県開発公社については、多額の財政支援策が講じられているところであることから、今後とも県民に対して経営や県の支援について十分な説明責任を果たしていくとともに、県の将来負担等を念頭におきながら経営改善を図るためのあらゆる方策を講じて「改革工程表」に基づき保有土地の計画的処分を鋭意進めよう指導願いたい。

オ 事務事業の執行について

定期監査の結果、支払が大幅に遅延していた事例や、公金を目的外に使用していた事例、補助金の支払遅延の事例など、事務の執行に関して不適切な事務処理が見受けられたため、改善措置を講ずるよう求めてきたところである。

監査結果の中には、基本的な財務会計の事務処理の誤りが多く見受けられたことから、職員研修や職場内のチェック体制の充実に努めるなど、財務会計事務の執行能力の向上に努められたい。

また、事務事業の執行に当たっては、県民福祉の向上を達成するために、今後とも、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行や経費の削減を図るとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においていた事業の執行に努められたい。

なお、県においては、東日本大震災からの速やかな復旧・復興に取り組んできたところであるが、災害復興支援事業が本来の目的に沿った県民への効果的な復興支援につながるものとなっているか、その効果の検証に努められたい。

平成25年9月13日

茨城県知事 橋本昌殿

茨城県監査委員 飯塚秋男
同 山岡恒夫
同 小沼均
同 斎藤良彦